

官報  
号外 平成十年十月七日

平成十年十月七日

○第一百四十三回  
國會衆議院會議錄 第十七號

平成十年十月七日(水曜日)

講事日程  
第十三号  
平成十年十月七日

# 第一 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

第二 般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤

## する法律案(内閣提出)

## 第四 感到官の報酬等に関する法律の一部を改定する法律案(内閣提出)

## 第五 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改

## 第六 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一

卷之三

**日程第一 国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)**

平成十年十月七日 衆議院会議録第十七号 会期延長の件

## 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案外一案

午後二時三分開講  
(伊藤宗一郎君)

午後二時三分開議  
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君)　日程第一、国民の祝日に  
関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、  
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任  
期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關  
する法律の一部を改正する法律案、日程第三、特  
別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する  
法律案、右二案を一括して議題といたします。  
委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。内閣委

員長：一田孝治君。

国民の初日に関する法律の一部を改正する法律  
案

任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正  
同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔一田孝治君登壇〕

案のうち、まず、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び

内容を御説明申し上げます。

し、国民の生活も、より個性的でゆとりのある豊かな生活を求めるようになってまいりました。(こ

のような社会経済情勢の変化に対応して、国民の余暇の過ごし方も、スポーツや文化などの個人的な活動はもとより、ボランティア活動や地域活動

などの社会的な活動への参加など、幅広い多種多様なものへと変化してまいっております。

こうした中、このような余暇活動をより一層充実させるため、国民の間から、特定の曜日を国民の祝日に指定し、連休化させようという機運が高まっています。また、欧米諸国におきましても、特定の曜日を祝日にする例が多く見受けられるところであります。

本案は、このような現状にかんがみ、よりゆとりのある国民生活の実現に資するため、国民の祝日にに関する法律を改正し、一月十五日の成人の日及び十月十日の体育の日を、それぞれ、一月及び十月の第二月曜日としようとするものであります。このように、この二つの祝日を月曜日と指定し、連休化することにより、国民の多種多様なニーズにも十分こたえることが可能となり、また、年末年始などの特定の時期に集中する旅行や帰省、レジャーなどの活動が分散され、行楽地や交通機関の極端な混雑や道路渋滞の緩和が期待されるとともに、余暇活動が活発になることにより、経済的な波及効果も期待されるところであります。

さうに、祝日の趣旨を反映した各種行事をこの連休時に催すことも可能となり、祝日の意義がより一層国民に浸透することにもなると思われます。以上、申し上げましたところから、この際、本改正を行いますことは、まことに時宜に適した措置であると考える次第であります。

なお、この法律は、平成十二年一月一日から施行することとしております。

本法律案は、昨六日の内閣委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決しましたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、給与関係一法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に

関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十一日付の人事院勧告を勧告どおり実施しようと

するもので、その内容は、一般職の職員の給与に

ついて、全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当及び宿泊直手当の額

の改定並びに昇給停止年齢の引き下げ等を行おう

とするものであります。

また、特別職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に

あわせて、内閣総理大臣、国務大臣、大使、公使

及び秘書官等の俸給月額の改定等を行おうとする

ものであります。

以上、両法律案は、十月五日本委員会に付託さ

れ、昨六日太田総務庁長官から提案理由の説明を

聽取した後、一括して質疑を行いました。

質疑終了後、一般職の職員の給与に関する法律

及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

に対し日本共産党から、また、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し自由民主党から、それぞれ修正案が提出され、その趣旨の説明及び内閣の意見を聴取いたしました。

引き続き採決いたしましたところ、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、また、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

#### 日程第四 裁判官の報酬等に関する法律の一

#### 部を改正する法律案(内閣提出)

#### 日程第五 檢察官の俸給等に関する法律の一

#### 部を改正する法律案(内閣提出)

#### 日程第六 検察官の俸給等に関する法律の一

#### 部を改正する法律案(内閣提出)

#### 日程第七 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第八 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第九 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十一 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十二 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十三 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十四 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十五 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

#### 日程第十六 法務委員長の報告を求める法律案

#### 法務委員長の報告を求める法律案

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定するもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、「これに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること」

第二に、これらの給与の改定は、平成十年四月一日にさかのぼって行うこと

であります。

委員会におきましては、昨六日、両案について中村法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○塙田晋君登壇

○塙田晋君 ただいま議題となりました防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全基準委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与改定の例に準じて、その俸給月額の改定等を行おうとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、一般職の職員の例に準じて、参事官等及び自衛官の俸給月額並びに防衛大学校等の学生手当の月額の改定を行うこと、

第二に、指定職相当の俸給を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定を行うこと、

第三に、當外手当の月額の改定を行うこと

であります。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置及び昇給停止に関する経過措置等について規定しているところであります。

本案は、去る五日本委員会に付託され、昨日額

の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長塙田晋君。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められる」とを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○議長(伊藤宗一郎君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長中川秀直君。

○中川秀直君登壇

○中川秀直君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、この法律案は、議長、副議長及び議員の歳費を明年三月三十一日までの間据え置く」ととするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、この法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される給料表の全給料月額等につきましても同様の改定を行い、本年四月一日から適用しようとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

日程第六 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、防衛厅の職員



づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)  
国営企業労働関係法第十八条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員」)  
国営企業労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員及び定期作業員」)  
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)  
国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)  
百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)  
国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)  
院継続審査)  
一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)  
森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)  
(議案撤回通知)

一、昨六日、議員から申し出により次の議案は衆議院において撤回を許可した。  
国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(原田昇左右五名提出、第百四十二回国会衆法第一五号)

一、昨六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(海江田万里君外五名提出、第百四十二回国会衆法第一二号)

一、昨六日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法律案(原田昇左右五名提出、第百四十二回国会衆法第一五号)

一、昨六日、外務委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

中華人民共和国ベチューン医科大学病院に対する政府開発援助に関する予備的調査(中村銳一君外三十九名提出、平成十年衆予調第四号)についての報正書

(質問書提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

財團法人交通遺児育英会に関する質問主意書(石井経基君提出)

(答弁書受領)

一、昨六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出行刑施設職員の労働条件等に関する質問に対する答弁書

平成十年八月二十日提出  
三 行刑施設職員の労働条件等に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

質問 第七号

三 勤務時間・休暇について

- 1 刑務官一人当たりの一週間及び一年当たりの平均勤務時間は何時間がか。
- 2 前項のうち、各刑務官の一週間及び一年当たりの平均超過勤務時間数は何時間がか。
- 3 年次休暇制度、病気休暇制度、特別休暇制度(夏季休暇、結婚・出産に伴う休暇等)及び介護休暇制度等の休暇制度について、具体的細目及び各休暇との適用数(日数)並びに刑務官一人当たりの消化率を明らかにされたい。

四 勤務地について

- 1 従来、初等科職員(中等科研修人所試験合格者及び国家公務員採用II種試験合格者以下)については原則として採用庁を所管する矯正管区地域内での異動が行われていたところに於いて事故防止の徹底を訓示したと伝えられている。
- 2 現在、初等科職員についてもいわゆる管区外への異動が行われていると聞くが、どのような理由、根拠に基づき、いつから、対象者及び異動先等どのような基準で、実施されているのか。
- 3 第1項に基づいて、戦後各年ごとに行われた矯正管区内での異動の実績(人数)、及び例外的に管区外への異動が行われた場合はその実績も明らかにされたい。
- 4 第2項に基づいて、各年ごとに行われた矯正管区外への異動の実績(人数・性別)、及び対象者の平均年齢、並びに異動の結果、いわゆる単身赴任となつた者の数について明らかにされたい。

3 前項のうち、特に超過勤務手当の時間当たりの額、適用時間数及び支給総額、適用人数をそれぞれ明らかにされたい。

## 五 研修・昇任制度について

- 1 採用後の初等科研修の具体的内容について、明らかにされたい。
- 2 昇任制度の具体的な内容を明らかにされたい。

## 六 福利・厚生制度について

- 1 刑務官の福利・厚生制度の具体的な内容について、明らかにされたい。

七 昨年七月、「人権教育のための国連十年推進本部」の決定した国内行動計画において、刑務官に対する教育推進がうたわれたが、これについて

- 1 同計画の具体的な内容、とりわけ刑務官に関する部分について明らかにされたい。
- 2 同計画に基づく刑務官の人権教育推進にかかる諸施策の具体的な内容について明らかにされたい。

## 八 刑務官の年齢構成等について

- 1 現在に至るまでの刑務官の年齢構成の推移について、具体的に明らかにされたい。
- 2 戦後各年の刑務官の採用数について、新規、中途の別に明らかにされたい。
- 3 戦後各年の刑務官の辞職者数及び定年退職者数について、明らかにされたい。
- 4 戦後各年の刑務官の自殺者数について、明らかにされたい。

九 被収容者の動作要領に関する指導について

昨年九月二十九日、法務省において開催された被収容者処遇対策協議会の協議経過等を別途同一年一月に取りまとめた「被収容者の動作要領について」に基づいて、従来の被収容者の動作要領に関する指導に多くの点で変更が加えられ

たと聞いているが、これについて

- 1 具体的な内容を明らかにされたい。
- 2 現在、同文書はどのような取扱いになつてあるか。

## 十 冒頭に触れた、被収容者への携帯電話の貸与、刑務所内での贈収賄事件、物品の紛失事故、被収容者の自殺事故等の不祥事について

- 1 各事件について、報告がなされていれば、報告書の表題、及びその具体的な内容について、明らかにされたい。
- 2 各報告において打ち出された対策について、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

2 各報告において打ち出された対策について、具体的に明らかにされたい。

内閣衆質一四三第七号  
平成十年十月六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員金田誠一君提出行刑施設職員の労働条件等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員金田誠一君提出行刑施設職員の労働条件等に関する質問に対する答弁書

平成十年十月六日

内閣衆質一四三第七号  
平成十年十月六日

手当の種類	(人) 支給対象人員	支給総額(千円)	一人平均支給額(円)
扶養手当	一一、八八四	三、二三五、六一五	一月当たり 約二二、六八九
住居手当	五、八三〇	三六四、三〇六	一月当たり 約五、二〇七
通勤手当	七、五七九	六六一、八〇五	一月当たり 約七、二七七
単身赴任手当	六四九	一七九、四五二	一月当たり 約二三、〇四二
期末手当	一五、九八五	二三、六四八、四一〇	一年当たり 約一、四七九、四一三
勤勉手当	一五、九八五	七、〇四四、五四三	一年当たり 約四四〇、六九七
調整手当	八、三一八	二、一二四、三六五	一月当たり 約三一、一八四
寒冷地手当	四、三六六	五三三、六八五	一年当たり 約二二一、二三七
特地勤務手当	一三八	四九、八二九	一月当たり 約三〇、〇九〇
超過勤務手当	一五、〇九一	一〇、七六八、一〇四	一月当たり 約五九、四六三

施行規則(明治四十一年司法省令第十八号)、未決拘禁者二対スル自弁物品取扱規則(昭和三年司法省令第一号)、行刑累進処遇令(昭和八年司法省令第三十五号)、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程(平成五年法務省令第十三号)、被収容者の領置者の管理に関する規則(平成九年法務省令第三十八号)等がある。

二の2について

刑務官に適用される諸手当の種類及び平成九年度における支給実績は、次の表のとおりである。なお、勤務時間を基礎に支給される手当の平成九年度における適用時間数は、超過勤務手当四百五十九万二千一百九時間、休日給五十六万四千三百十三時間及び夜勤手当百六十四万二百六時間である。

二の1について

刑務官に対する公安職俸給表(一)が適用されている。

二の2について

刑務官に適用される諸手当の種類及び平成九年度における支給実績は、次の表のとおりである。なお、勤務時間を基礎に支給される手当の平成九年度における適用時間数は、超過勤務手当四百五十九万二千一百九時間、休日給五十六万四千三百十三時間及び夜勤手当百六十四万二百六時間である。

二の2について

刑務官に適用される諸手当の種類及び平成九年度における支給実績は、次の表のとおりである。なお、勤務時間を基礎に支給される手当の平成九年度における適用時間数は、超過勤務手当四百五十九万二千一百九時間、休日給五十六万四千三百十三時間及び夜勤手当百六十四万二百六時間である。

官報(号外)

休暇の種類	取得人員(人)	総取得日数(日)	一人平均年間取得日数(日)
年次休暇	一五、九八五	一一五、八七一	約七・二
病気休暇	三五八	一〇、二八六	約一八・七
特別休暇	一五、九八五	五六、五五八	約三・五
介護休暇	三	七二	約一四・〇

特別休暇の内訳は、次の表のとおりである。

休日給	一五、〇九一	一、三〇六、一二七	一月当たり	約七、二二二
夜勤手当	一五、〇九一	七四七、九三七	一月当たり	約四、一一〇
宿日直手当	五、五〇四	七八六、六三二	一月当たり	約一一、九一〇
管理職員特別勤務手当	八〇四	四三、六七〇	一月当たり	約四、五六六
俸給の特別調整額	八九四	七〇一、五六七	一月当たり	約六五、三九六
特殊勤務手当	一五、〇九一	六〇〇、九九七	一月当たり	約三、三一九
			約三、三一九	

(注) 単位当たりの金額の趣旨が必ずしも明らかでないので、一人平均支給額を記載した。

平成九年度における刑務官に対する超過勤務手当の一時間当たりの平均支給額は約一千三百四十五円、適用時間数は四百五十九万二千二百九時間(刑務官一人当たりの一ヶ月の平均超過勤務時間数は約二十五・四時間)、支給総額は百七億六千八百一十万三千六百五十七円、適用人数は一万五千九十一人である。

三の①について

平成九年度における刑務官一人当たりの一週間の平均超過勤務時間数は約五・八時間であり、一年間の平均超過勤務時間数は約三百四・三時間である。

三の②について

平成九年度における刑務官の休暇の取得状況は、次の表のとおりである。

特別休暇の種類(注)	取得人員(人)	総取得日数(日)	一人平均年間取得日数(日)
結婚に関するもの	一一四二	一、一二二	約四・六
出産に関するもの	一一四三	五、四五五	約一・二
親族死等に関するもの	五五四	一、九九六	約三・六
その他	三六	四〇	約一・一

(注) 特別休暇の種類中、「結婚に関するもの」とは人事院規則一五一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)第二十二条第五号に係るものと、「出産に関するもの」とは同条第六号、第七号及び第九号に係るものと、「親族死等に関するもの」とは同条第十号及び第十一号に係るものと、「夏季休暇」とは同条第十二号に係るものと、「その他」とはこれら以外の特別休暇を、それぞれ示している。
--

四の①について	また、平成九年度における刑務官一人当たりの年次休暇の消化率は、一年間の年次休暇日数を二十日とした場合において、約三十六・〇パーセントである。
四の②について	御質問に係る職員の異動の運用については、御指摘のとおりである。
四の③について	した結果、例外的に管区外への異動を実施することは、従前から行っており、現在も行っているところである。
四の④について	なお、平成八年度以降、組織の活性化を図などの観点から、従前は、所属する施設の本所と支所との間の異動を除き、原則として施設を異にする異動の対象外となっていた職員(初等科修のみを卒業した者)についても、異動があり得る扱いとしたが、採用施設を所管する矯正管区地域内を異動の範囲とする原則は、変更していない。
四の⑤について	現在把握できる限りにおいて、矯正管区内での異動の実績は、次の表のとおりである。

また、現在把握できる限りにおいて、例外的な管区外への異動の実績は、次の表のとおりである。

年 度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
実 績(人)	三六六	四一	三八九	三五三	五九一
年 度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
年 度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
実 績(人)	七一	六九	七二	八九	五〇

#### 四の4について

四の2についてでお答えしたとおり、管区外へ異動の取扱いは変更していない。なお、從前からの例外的取扱いとして、管区外へ異動となった者の性別、平均年齢及び異動の結果単身赴任となった者の数は、現在把握できる限りにおいて、次の表のとおりである。

年 度	平成五年度	平成六年度	平成七年度	平成八年度	平成九年度
男 性(人)	六二	六二	七一	七八	四六
女 性(人)	九	七	一	一二	四
平均年齢(歳)	約三〇・〇	約三〇・五	約三一・〇	約三一・三	約三一・五
(単身赴任者数)	〇	一	〇	四	〇

#### 五の1について

初等科研修は、新たに刑務官に任用された者全員を対象とし、刑務官として必要な学術及び技能を修得させるための基礎的教育訓練を行うものであり、全国八か所に設けられた矯正研修支所における集合研修を約一か月間実施し、その後採用施設における実務研修を約六か月間実施している。研修内容としては、憲法、行刑法等の基本法令、心理学、教育学等の関連行動科学等についての講義、演習のほか、行動訓練、護身術の実技訓練等を実施している。

#### 五の2について

刑務官の昇任は、五の1についてでお答えした初等科研修、初級幹部職員として必要な学術及び技能を修得させるための基礎的教育訓練を行う中等科研修並びに上級幹部職員として必要な学術及び技能を取得させるための教育訓練を行なう高等科研修について、それぞれの卒業の有無により区分されたグループごとに管理する制度としている。

すなわち、初等科研修のみを卒業した者については、主任矯正処遇官(公安職俸給表(一)四

級)までの任用を行っている。また、国家公務員採用II種試験に合格したことにより採用された者又は中等科研修入所試験に合格した者で、同研修を卒業した者については、高等科研修を卒業した者については、高等科研修を卒業した者を除き、係長等(公安職俸給表(一)五級)までの任用を行っている。ただし、中級管理科研修入所試験に合格し、同研修を卒業した者については、課長相当職への昇任の道も開いている。さらに、国家公務員採用II種試験に合格したことにより採用された者又は中等科研修入所試験に合格した者で、同研修を卒業した者については、課長相当職以上の役職への任用を行っているところである。

「人権教育のための国連十年」(千九百九十四年(平成六年)第四十九回国際連合総会決議)に関する国内行動計画において、刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させるとともに、施設の監督職員に対する指導を行なうこととされている。

#### 七の1について

六について

刑務官の福利厚生制度としては、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第七十三条第一項及びこれに基づく国家公務員福利厚生基本計画(平成三年内閣総理大臣決定)並びに関係人事院規則に基づき、健康の保持増進、安全管理、レクリエーション活動の推進等ほかの国家公務員と同様の福利厚生施策を実施するとともに、人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画に基づく人権教育の推進のため、刑務官に対する各種の研修において、被収容者の権利保障及び権利制限に係る研修、被収容者の人権に関する条約等に係る研修及び主な人権問題に係る研修を実施している。

#### 七の2について

八の1について

刑務官の年齢構成の推移は、現在把握できる限りにおいて、次の表のとおりである。

年 度	二〇歳	二五歳	三〇歳	三五歳	四〇歳	四五歳	五〇歳	五五歳	以上
昭和五九年度	二四	二四	二〇・一	二七・一	一五・二	一五・二	九・六	八・〇	二八
昭和六〇年度	二〇	二〇	一〇・七	一七・五	一六・二	一六・二	九・六	八・〇	二八
昭和六一年度	二六	二〇・三	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	九・六	八・〇	二八
昭和六年年度	二〇	一〇・四	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	九・六	八・〇	二八
昭和六年年度	二五・五	一七・六	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	九・六	八・〇	二八
昭和六年年度	一七・六	一七・六	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	九・六	八・〇	二八
昭和六年年度	一六・一	一三・五	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	九・六	八・〇	二八
昭和六年年度	八・二	八・二	七・五	七・五	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇・七	二八
昭和六年年度	八・〇	八・〇	七・六	七・六	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇・七	二八
昭和六年年度	六・七	六・七	七・六	七・六	一〇・七	一〇・七	一〇・七	一〇・七	二八

官 報 (号外)

四二八	四一五
一三二	一五六
二九六	二五九
平成八年度	平成九年度

(注) 中途採用者数は、採用前に職歴を有していた者の数である。

年 度	昭和六〇年度	昭和六一年度	昭和六二年度	昭和六三年度	昭和六四年度	昭和六五年度	昭和六六年度	昭和六七年度	昭和六八年度	昭和六九年度	昭和六一〇年度
新規採用者数(人)	不明	四九一	三八五	四二八	三一三	二五〇	一四九	四六二	三〇七	二九〇	一七〇
中途採用者数(人)	不明	一七二	一四一	一五〇	一四九	一五八	一四九	一五九	一五九	一五九	一五九
合 計(人)	六三九	六六三	五二六	五七八	四六二	三九二	四〇八	三九二	三九二	三九二	三九二
平成二年度	三一六	三四〇	一九三	三一八	三一二	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九
平成八年度	二九六	二五九	一四五	一一四	九八	八〇	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
平成九年度	一三二	一五六	四四六	四〇七	四一六	三九二	四〇八	三九二	三九二	三九二	三九二

八の2について

刑務官の採用数の推移は、現在把握できる限りにおいて、次の表のとおりである。

平成元年度	一七	九八	五一	七三	七六	四五	九五	八一	六三
平成二年度	一六	八九	五〇	六八	七三	六〇	九八	八〇	六三
平成三年度	一六	八一	四四	六八	七二	七六	一〇〇	七九	六四
平成四年度	二〇	八三	三一	六六	六八	八一	一〇六	七九	六四
平成五年度	一六	七八	三二	六一	七〇	七二	一〇六	七九	六四
平成六年度	一六	七六	三〇	五一	六七	六八	一〇六	七九	六四
平成七年度	一六	七七	一〇七	一四八	一六四	一六七	一〇六	七九	六四
平成八年度	一六	七三	二〇	一四二	一六三	一六六	一〇六	七九	六四
平成九年度	一六	七一	一三三	一三四	一五八	一六八	一〇五	七七	六七
平成一〇年度	一三	六二	二一三	一三一	一五五	一六八	一〇六	七一	六八

(注) 昭和五十九年度及び平成六年度以降については七月一日現在、その他の年度については四月一日現在における刑務官の年齢構成の百分率である。なお、昭和六十一年度については、資料がない。

八の3について

刑務官の退職者数の推移は、現在把握できる限りにおいて、次の表のとおりである。

年 度	昭和五〇年度	昭和五一年度	昭和五二年度	昭和五三年度	昭和五四年度	昭和五五年度	昭和五六年度	昭和五七年度	昭和五八年度	昭和五九年度	昭和六〇年度
退職者数(人)	六四	七一	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
合 計	六四	七一	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和六一年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和六二年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和六三年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和六四年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和六五年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和五六年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和五七年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和五八年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和五九年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九
昭和六〇年度	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	七九	七九

八の4について

刑務官の自殺者数は、現在把握できる限りにおいて、次の表のとおりである。

年 度	昭和五〇年度	昭和五一年度	昭和五二年度	昭和五三年度	昭和五四年度	昭和五五年度	昭和五六年度	昭和五七年度	昭和五八年度	昭和五九年度	昭和六〇年度
自殺者数(人)	〇	一	二	三	二	一	一	一	一	一	一
合 計	三	四	二	一	二	三	二	一	一	一	一
昭和六一年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和六二年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五六年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五七年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五八年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五九年	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五四年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五三年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五二年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五一年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和五〇年度	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

## 九の1について

御指摘の「被収容者の動作要領について」は、施設の規律及び秩序の維持、被収容者の安全や健康の確保等のため、一般社会の通念を踏まえつつ、作業中の動作、居房内の動作、連行時の動作等の被収容者の日常生活又は処遇場面における一定の行動や動作につき、必要な制限を課するなどすることが相当である又は許されると思料される範囲を示したものである。

## 九の2について

御指摘の文書は、平成九年九月二十九日に法務省において開催された被収容者処遇対策協議会における被収容者の動作要領に関する協議経過等について取りまとめたものである。同文書は、同年十一月十日、矯正局保安課から矯正管区及び矯正研修所へ参考送付され、施設運営に当たり活用すべきものとして取り扱われている。

## 十の1について

御質問に係る各事案に関する報告書の表題は、「職員事故報告」及び「自殺事故報告」であり、平成九年六月から平成十年五月までの間、主な「職員事故報告」は五件あり、「自殺事故報告」は十一件であった。

その具体的な内容は、右の「職員事故報告」については、①姫路少年刑務所の看守が、平成九年十一月ころ、自己所有の携帯電話を計六名の受刑者に貸与し、多数回にわたり家族等と通話させたもの、②神戸刑務所の看守が、平成七年五月ころ、出所者一名から、神戸刑務所に収容されていた間の生活管理等に関し、有利便宜な取り計らいを受けたことの謝礼として、現金五十万円の賄賂を受け取ったもの、③松山刑務所の看守部長が、平成五年六月ころから平成九年十一月ころまでの間に、職員食堂の原材料費等の

## 中から約九百万円の金員を横領したもの、④奈良少年刑務所の看守部長が、昭和六十年春ころから平成十年三月までの間、常習的に自動車の無免許運転をしたもの、⑤平成十年一月、大分刑務所において、受刑者の身分帳簿一冊が紛失したものに関してであった。また、「自殺事故報告」については、いずれも被収容者が縊首により自殺した事案に関するものであった。

## 十の2について

御質問に係る対策としては、「職員事故報告」に関する研修等の充実、職員の身上関係等の的確な把握及び身上相談の一層の充実並びに職務に不要な物の所内への持込みの禁止及びチェック体制の強化を、「自殺事故報告」に関しては、施設の設備・構造等の物的な状況の点検並びに個々の被収容者の心情及び動静の把握の徹底を当該施設に指示するなどした。

## (答弁通知書受領)

一、昨六日、内閣から、衆議院議員井上義久君提出の「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」に於ける「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」の任期内に於ける法律の一部を改正する法律案の特例に関する法律の一部を改正する法律案として、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十年十月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

右  
平成十年十月二日  
内閣総理大臣 小淵 恵三

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。  
附 則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案  
国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 成人の日の項中「一月十五日」を「一月の第二月曜日」に改め、同条体育の日の項中「十月十日」を「十月の第二月曜日」に改める。

第八条第六項中「五十六歳以上の職員については、人事院規則の定めるところにより、十八月又は二十四月」を削り、同条第八項ただし書中「職務の級における俸給の幅の最高額を受ける職員のうち人事院規則で定める職員」をその俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合に改め、同条第九項中「五十六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢」を「五十五歳(人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)」に改める。

第十条の三第一項第一号中「三十一万一千二百円」を「三十一万六千四百円」に改め、同項第二号中「五万三千四百円」を「五万三千八百円」に改める。  
第十一条第四項中「四千円」を「五千円」に改める。

第十二条の二第一項中「二万円」を「二万三千円」に、「二万九千円」を「四万五千円」に改める。

第十九条の二第一項中「三千八百円」を「四千円」に、「一万八千円」を「一万九千円」に、「六千八百円」を「七千円」に、「五千七百円」を「六千円」に、「二万七千円」を「二万八千五百円」に、「二万一千円」を「一万五百円」に改め、同条第二項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

第十九条の九第一項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

第二十二条第一項中「三万八千九百円」を「三万九千一百円」に改める。  
別表第一から別表第九までを次のように改める。

## 平成十年十月六日

提出者

内閣委員長 二田 孝治

## 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

## 律案

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	137,300	174,200	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	420,100
2	141,700	181,100	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
3	146,300	188,500	210,200	240,500	260,100	281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
4	151,600	194,400	216,300	256,900	277,700	299,700	321,800	346,500	386,100	430,700	474,300
5	157,500	199,800	228,400	267,600	286,500	308,300	332,000	357,200	401,000	442,100	503,200
6	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
7	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	328,500	352,200	377,100	424,900	468,900	531,800
8	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700	338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
9	178,300	218,900	255,100	301,300	321,200	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
10	181,400	224,400	261,500	306,200	328,500	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
11	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
12	186,800	233,100	272,900	324,000	344,900	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
13	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	582,500
14	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
15	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	398,700	417,000	445,800	494,200	533,700	603,000
16	198,700	245,800	292,200	347,200	367,500	404,200	421,500	449,900	498,700	537,900	607,700
17	201,800	248,900	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	503,000	543,900	617,700
18	205,700	250,700	299,300	354,200	374,200	411,600	429,100	457,900	505,700	547,900	625,700
19	209,800	301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700	489,500	537,300	575,900	633,700
20	213,900	303,900	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500	493,800	531,700	569,500	641,700
21	217,000	306,000	361,400	382,600	422,400	440,400	468,400	496,800	534,700	572,500	649,700
22	220,100	308,100	363,800	385,300	426,000	442,600	470,400	499,800	537,300	575,900	653,700
23	223,200	310,200	366,200	388,000	429,600	445,200	473,800	502,500	541,700	579,500	661,700
24	226,300	312,300	368,600	390,700	432,200	448,400	476,400	505,800	544,700	582,500	669,700
25	229,400	314,300	370,900	393,500	436,200	453,200	481,400	510,800	547,700	589,500	679,700
26	232,500	316,300	373,200	397,600	440,200	459,200	487,400	518,800	554,700	592,500	689,700
27	235,600	318,300	375,600	400,200	443,200	456,200	484,400	522,800	557,700	595,500	699,700
28	238,700	320,300	377,600	403,200	446,200	459,200	487,400	525,800	560,700	598,500	709,700
29	241,800	322,300	380,600	406,200	449,200	462,200	490,400	528,800	563,700	598,500	719,700
30	244,900	324,300	383,600	409,200	452,200	465,200	493,400	531,800	566,700	598,500	729,700
31	248,000	326,300	386,600	412,200	455,200	468,200	496,400	534,800	569,700	598,500	739,700
32	251,100	328,300	389,600	415,200	458,200	471,200	499,400	537,800	572,700	598,500	749,700

備考(一) この表は、他の俸給表の通用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

備考(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

口 行政職俸給表(二)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	167,600	186,600	204,800	231,900	261,000	290,200
2	123,000	174,400	192,800	211,200	239,000	268,500	292,800
3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100	305,400
4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300	314,300
5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500	323,200
6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100	334,200
7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	305,700	337,700
8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100	350,800
9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300	357,500
10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200	364,300
11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000	372,700
12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400	380,500
13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700	387,800
14	185,800	239,600	265,000	283,800	313,800	363,200	393,500
15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	388,500	418,400
16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600	410,500
17	199,900	252,900	279,800	297,900	325,000	381,500	417,400
18	204,000	258,800	284,300	301,600	332,500	387,000	423,900
19	207,800	260,100	288,800	304,900	338,700	392,200	428,500
20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900	434,300
21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600	459,200
22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900	464,500
23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300	478,800
24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	416,100	485,500
25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	423,900	493,200
26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	431,600	500,500
27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	434,800	504,300
28	232,000	277,200	310,400	328,400	362,600	438,100	508,500
29	234,000	278,900	312,400	330,800	365,200	441,600	512,800
30	236,000	280,600	314,400	332,800	368,800	445,800	517,300
31	237,900	282,300	316,400	335,000			
32	239,700	284,000					
33	285,700						

備考 この表は、機器の運転操作、府舎の監視その他の専門的な知識、技術等が必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	224,800	273,500	311,600	340,300	380,200	430,100
2	158,400	236,000	285,300	324,400	352,700	392,800	444,800
3	165,200	247,300	297,300	336,100	365,100	405,400	459,500
4	174,800	258,600	308,200	346,800	377,200	418,000	474,300
5	182,000	269,600	320,900	357,500	389,100	430,700	488,800
6	189,600	280,100	332,500	367,500	401,000	443,100	503,200
7	196,700	289,600	342,600	377,200	412,900	455,300	517,500
8	204,000	301,000	332,500	386,900	424,900	466,900	531,800
9	211,300	311,400	362,100	396,600	436,800	478,300	546,100
10	219,200	321,500	371,600	406,300	448,000	489,400	560,400
11	227,300	329,600	380,900	416,000	458,200	499,200	571,800
12	235,000	337,200	390,900	425,200	466,000	508,200	579,200
13	242,400	344,900	398,800	433,600	476,000	515,800	586,300
14	249,100	351,900	405,900	439,800	482,800	522,900	592,500
15	255,600	357,000	411,800	445,800	489,500	527,500	597,300
16	262,000	360,500	415,300	449,900	494,200		
17	267,700	363,400	418,800	453,900	498,700		
18	273,000	365,900	422,300	457,900	503,000		
19	278,100	368,400	425,900	461,700			
20	283,300	370,900	429,500	465,500			
21	288,000	373,400	433,100				
22	292,200	375,900	436,700				
23	295,800						
24	299,300						
25	301,800						

備考 (一) この表は、植物防除官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等が必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の8号俸を受けれる職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかわらず、155,300円とする。

(外) 報

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額 円										
1	—	—	216,800	253,300	273,000	293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200	303,100	323,800	345,900	378,800	417,500	456,800
3	159,600	205,400	231,900	271,500	291,500	312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
4	167,000	212,600	239,300	280,700	300,900	322,900	344,600	366,700	398,700	441,300	480,200
5	174,400	218,300	246,800	289,900	310,100	333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
6	182,000	223,000	254,300	289,200	319,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
7	190,800	227,700	281,700	308,300	328,500	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
8	198,100	232,500	287,700	317,000	337,600	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
9	200,900	236,100	273,600	325,600	346,500	373,800	395,100	417,900	449,900	488,900	546,100
10	203,800	239,300	279,400	334,000	355,100	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
11	205,900	242,200	285,000	342,100	362,300	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
12	207,900	245,200	290,400	348,600	368,600	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	578,200
13	209,700	248,200	294,800	355,100	374,500	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
14	211,300	251,200	298,800	359,400	380,300	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
15	253,300	302,400	363,500	385,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300	
16	305,800	387,200	390,400	437,500	454,400	480,200	506,900				
17	308,000	370,000	394,100	443,500	459,000	484,500	511,000				
18		372,600	397,500	448,000	463,600	488,700	515,100				
19		375,000	400,900	451,700	467,300	492,800	518,700				
20		377,300	403,800	455,300	471,000	498,700					
21		379,600	406,500	458,800	474,700	500,500					
22		381,800	402,400	462,400	478,400						
23		384,000	406,000	469,600							
24											

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

階級の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額											
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	—	—	236,200	273,600	293,400	313,700	335,500	368,300
2	160,000	175,700	183,100	202,600	244,500	282,900	303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	445,100
3	166,700	183,100	192,400	210,900	253,700	292,300	312,800	334,200	356,300	389,300	428,800	456,800
4	173,900	192,400	202,400	219,400	263,000	301,700	322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	472,000
5	181,100	202,400	210,000	226,900	272,300	311,200	333,100	354,800	377,200	405,900	452,000	491,700
6	189,800	210,000	217,600	234,400	281,500	320,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
7	199,700	217,600	225,000	242,000	290,900	329,400	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
8	207,300	225,000	231,800	249,900	300,300	338,400	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
9	214,700	231,800	239,100	258,200	309,600	347,400	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
10	222,000	239,100	247,000	266,300	318,200	356,200	383,500	405,000	427,900	458,500	498,700	560,400
11	228,800	247,000	254,900	274,500	326,800	364,500	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
12	236,100	254,000	263,000	282,600	335,300	372,700	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
13	244,000	262,000	271,100	290,900	343,700	380,700	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
14	251,000	270,000	278,200	298,800	351,800	388,700	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
15	259,000	277,900	287,300	306,800	359,200	396,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
16	267,000	285,800	294,900	315,000	386,900	403,900	437,500	454,400	480,200	508,900	541,000	598,900
17	274,400	293,100	302,400	323,500	374,900	411,200	443,500	459,000	484,500	511,000	548,000	605,100
18	281,300	300,400	308,900	331,500	382,900	417,200	448,900	463,600	488,700	515,100	563,600	621,800
19	287,800	307,400	317,300	340,000	390,800	423,200	451,700	467,300	492,900	519,700	576,000	638,800
20	294,500	314,200	324,600	347,400	398,100	427,000	455,300	471,000	496,700	523,400	580,600	646,100
21	301,100	321,000	331,800	355,000	405,400	430,200	458,800	474,700	500,500	527,400	584,100	651,800
22	307,300	327,700	338,800	363,000	411,400	433,300	462,400	478,400	505,200	532,100	589,800	658,100
23	313,800	334,100	345,800	371,000	417,400	436,600	466,000	482,300	509,100	536,800	594,100	665,800
24	319,980	340,600	352,800	378,900	421,200	439,900	467,300	484,700	511,400	539,100	597,800	673,100
25	325,700	347,300	359,700	386,200	424,400	442,900	470,700	487,400	514,100	541,800	599,500	680,800
26	331,600	354,000	366,500	393,500	427,500	446,100	477,400	494,700	521,100	548,800	595,500	688,100
27	337,500	360,300	372,800	399,500	430,700	450,000	477,400	494,700	521,100	548,800	595,500	688,100
28	342,600	366,000	378,500	405,500	433,900	453,600	477,400	494,700	521,100	548,800	595,500	688,100
29	346,300	371,000	383,600	409,300	436,900	459,900	483,900	500,900	527,100	555,800	602,500	695,800
30	350,200	375,500	388,700	412,500	442,900	459,900	487,400	504,700	531,100	558,800	605,500	698,100
31	354,200	380,200	391,800	415,600	451,400	468,600	495,900	513,100	537,100	564,800	611,500	698,100
32	358,100	383,000	394,700	418,800	454,700	468,600	496,700	514,100	538,100	565,800	613,500	701,800
33	360,700	385,700	397,500	422,000	458,900	472,900	499,900	517,100	541,100	572,800	617,500	705,800
34	368,400	400,300	425,000	442,900	477,400	499,900	521,100	541,800	564,500	597,800	634,500	708,100
35	391,000	403,100	427,900	446,100	480,700	500,000	527,100	547,400	574,100	607,800	644,500	711,800
36	393,700	405,900	428,700	448,400	482,900	501,700	529,100	547,400	574,100	607,800	644,500	711,800
37	408,700	408,700	430,700	451,400	484,700	503,100	530,700	550,700	577,100	610,800	647,500	714,800

備考（一）この表は、警察官、皇宮警察官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二）3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるもの俸給月額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。

## 官報(号外)

口 公安職俸給表(二)

号 俸	俸 給 月 額 円	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	—	—	216,800	253,300	273,000	293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100	485,100
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200	303,100	323,800	345,900	378,800	417,500	456,800	496,500
3	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500	312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500	508,500
4	167,700	212,600	239,300	280,700	300,900	322,900	344,600	368,700	398,700	441,300	480,200	519,200
5	175,700	218,300	246,800	289,900	310,100	333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700	531,700
6	183,800	224,000	254,300	299,200	319,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200	543,200
7	191,400	229,400	261,700	308,300	328,500	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500	563,500
8	198,100	234,600	268,600	317,000	337,600	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800	581,800
9	212,500	238,600	275,200	325,600	346,500	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100	586,100
10	206,800	244,200	281,800	334,000	355,100	383,500	405,800	427,900	459,500	498,700	538,400	578,400
11	210,900	248,900	288,200	342,100	363,100	393,200	414,800	437,900	468,500	507,500	547,800	587,800
12	214,800	254,100	294,000	349,600	370,900	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	556,200	596,200
13	218,600	259,300	299,600	356,200	378,500	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	566,300	606,300
14	222,000	264,400	305,100	361,600	386,000	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	572,500	612,500
15	225,600	269,200	310,700	366,600	392,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	577,300	617,300
16	228,900	273,400	315,400	371,200	398,000	437,500	454,400	480,200	506,900	546,900	586,900	626,900
17	232,100	277,100	319,900	374,400	402,900	443,500	459,000	484,500	511,000	551,000	591,000	631,000
18	234,900	280,800	324,100	377,500	406,700	448,000	463,600	488,700	515,100	555,100	595,100	635,100
19	237,500	282,800	327,500	380,300	410,200	451,700	467,300	492,900	520,700	560,700	600,700	640,700
20	239,900	—	330,000	383,200	413,400	455,300	471,000	496,700	526,700	566,700	606,700	646,700
21	241,800	—	332,000	386,100	416,300	458,800	474,700	500,500	526,500	566,500	606,500	646,500
22	—	334,000	388,400	419,000	462,400	488,400	514,400	540,400	576,400	616,400	656,400	696,400
23	—	336,000	390,700	421,000	466,000	492,000	518,000	544,000	580,000	616,000	656,000	696,000
24	—	338,000	393,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	—	340,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	—	342,100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考(一)

この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
一般職の職員の給付に認める法律及び一般職の仕事付補助員の採用、給付及び勤務時間の特例に認める法律の「給付格付」

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることなった職員で人事院規則で定めるものの俸給額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	—	258,200	308,500	336,900	375,400	463,100
2	164,800	218,800	265,300	322,400	348,500	389,000	476,100
3	174,300	227,500	275,000	335,600	360,100	402,500	489,000
4	184,100	236,400	285,500	346,900	371,700	420,300	501,600
5	193,900	244,200	299,300	358,300	383,200	433,000	514,100
6	204,400	252,100	313,000	369,700	394,300	455,200	526,100
7	215,100	259,600	326,100	381,100	408,600	467,500	537,700
8	221,800	267,200	334,700	392,200	422,800	478,400	548,200
9	228,100	275,100	343,300	403,300	436,100	490,500	557,700
10	232,700	282,400	351,900	414,200	445,600	501,600	584,900
11	236,400	289,500	360,000	425,000	454,800	512,300	572,000
12	240,300	295,900	367,700	433,700	463,400	521,200	578,700
13	244,200	301,700	375,200	440,900	471,700	528,600	585,100
14	248,100	307,500	382,500	448,000	478,600	534,800	590,800
15	251,400	312,200	389,500	454,900	483,900	540,400	595,400
16	254,600	316,800	396,200	459,400	488,300	545,700	600,800
17	257,900	321,200	402,300	463,000	492,400	549,800	605,900
18	261,000	324,300	405,500	466,500	496,500	553,800	611,000
19	263,000	327,400	408,500	470,000	500,600	558,000	615,100
20	261,500	473,600	504,500	562,100			
21	414,500	477,200	508,300				
22	417,500	480,800	512,100				
23	420,500	484,400	516,000				
24	423,500	488,000					
25	426,600	491,700					
26	429,700						
27							
28							
29							
30							
31							

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の事業所に定めるものに適用する。

## (二) 報

ロ 海事職俸給表(二)

職位の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	206,300	234,000	267,000	300,200
2	139,600	175,000	213,200	241,400	275,200	308,500
3	143,500	182,900	219,600	249,200	283,900	316,800
4	148,400	191,600	226,600	258,000	292,000	325,100
5	154,300	199,200	233,800	266,600	299,200	333,500
6	160,200	205,800	241,300	274,700	306,100	342,400
7	167,100	212,300	248,100	282,900	312,700	351,000
8	174,700	217,800	257,700	289,700	318,300	359,300
9	181,900	224,100	266,200	296,300	325,500	367,300
10	190,200	230,400	274,100	302,800	331,600	375,400
11	197,800	237,000	281,700	309,000	337,500	383,500
12	204,200	243,600	288,300	314,800	343,300	391,200
13	210,600	249,700	294,700	320,000	348,100	398,800
14	216,000	256,200	301,000	325,200	354,500	406,000
15	221,300	262,500	306,700	329,800	359,500	412,400
16	226,600	268,300	312,200	334,100	364,400	418,500
17	231,800	274,100	316,800	337,900	368,800	424,600
18	236,700	279,600	321,300	341,400	372,700	430,500
19	241,800	285,100	325,800	344,900	375,800	436,300
20	246,300	289,900	329,400	348,000	378,800	441,500
21	249,600	293,800	332,100	351,100	381,800	446,400
22	252,600	296,600	334,800	353,400	384,800	450,800
23	254,600	299,400	337,400	355,700	387,800	454,500
24	301,800	339,700	358,000	390,800		
25	303,900	341,800	360,300	393,700		
26	305,700	343,800	362,600	396,600		
27	307,500	345,800	364,900	398,500		
28	309,300	347,800	367,300			
29	311,100	349,800	369,700			
30						
31						

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受けける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

1 教育職俸給表 (一)

号俸	俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	—	258,100	262,700	267,800	272,600	277,400
2	164,200	207,100	216,100	225,300	233,400	240,500
3	172,300	216,100	225,400	239,300	258,800	265,900
4	182,600	225,400	234,800	234,400	254,400	268,800
5	193,500	234,800	244,500	247,500	257,500	268,900
6	201,300	244,500	257,500	261,200	265,300	269,400
7	208,900	257,500	261,200	265,300	269,400	273,500
8	216,700	270,400	276,800	282,800	288,800	294,800
9	225,200	283,300	288,400	293,400	298,400	303,400
10	234,800	295,400	308,400	313,400	318,400	323,400
11	242,900	307,600	318,800	327,100	335,100	342,100
12	251,700	315,600	326,700	335,900	345,900	353,900
13	260,000	327,700	340,600	347,600	352,500	357,500
14	268,000	334,900	348,900	352,500	356,700	361,100
15	275,500	341,700	342,300	346,300	347,500	351,100
16	282,900	348,400	432,000	457,900	501,500	513,200
17	289,700	355,000	439,500	474,500	506,500	525,000
18	296,300	361,100	446,900	480,600	515,800	536,700
19	302,800	367,200	453,300	486,500	525,000	546,300
20	308,900	373,100	458,600	492,400	533,600	553,600
21	314,800	378,800	463,500	498,100	560,100	585,200
22	319,900	384,500	466,800	503,600	565,200	590,000
23	324,700	389,500	470,100	508,900	565,200	590,000
24	329,300	393,800	473,400	513,100	572,500	590,000
25	333,000	396,900	476,600	492,400	516,800	536,700
26	336,300	399,900	479,800	520,100	560,100	590,300
27	342,400	402,900	483,000	486,200	565,500	595,500
28	344,700	408,700	486,200	492,400	568,800	598,800
29	346,900	411,600	—	—	—	—
30	357,800	—	—	—	—	—
31	349,100	414,500	463,500	498,100	560,100	585,200
32	351,300	417,400	466,800	503,600	565,200	590,000
33	353,400	420,400	469,000	508,900	572,500	590,000
34	355,600	423,400	472,200	513,100	576,800	596,700
35	357,800	426,400	475,400	492,400	516,800	536,700
36	360,000	431,600	478,800	520,100	560,100	590,300
37	362,200	434,800	482,000	486,200	565,500	595,500
38	364,800	—	—	—	—	—

参考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教員、助教員、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表 (二)

1 教育職俸給表 (二)

号俸	俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級
1	—	150,400	185,100	218,900	247,400
2	156,900	202,100	232,900	267,600	297,500
3	164,200	209,500	236,500	272,100	307,400
4	172,300	217,100	237,100	277,100	307,400
5	181,500	225,100	238,100	288,000	315,500
6	190,800	236,400	248,300	298,100	315,500
7	198,400	244,400	254,400	304,100	324,600
8	205,400	250,400	260,400	310,100	330,500
9	212,300	257,300	267,300	317,500	337,800
10	219,500	264,400	276,400	326,700	346,500
11	227,100	271,100	289,800	335,100	352,900
12	235,500	278,100	296,800	344,500	363,600
13	243,400	285,300	303,700	352,100	371,500
14	251,400	301,100	318,800	369,500	389,800
15	259,600	309,500	326,400	380,100	400,500
16	267,600	316,100	333,700	387,500	408,100
17	275,500	323,100	340,800	395,500	416,100
18	283,500	330,100	348,100	403,500	424,100
19	290,300	338,300	355,300	411,100	432,100
20	296,300	345,100	362,100	418,100	439,100
21	297,600	349,500	366,800	420,500	441,100
22	303,300	355,100	373,100	427,100	448,100
23	309,500	361,100	379,500	434,100	455,100
24	315,500	368,100	385,500	441,100	462,100
25	321,500	375,100	392,100	448,100	469,100
26	327,400	382,100	399,500	455,100	476,100
27	333,200	389,800	407,700	462,100	483,100
28	338,800	404,100	415,300	470,100	491,100
29	344,100	412,100	422,800	477,800	498,100
30	348,100	419,100	430,800	484,100	505,100
31	351,300	425,100	438,100	491,100	512,100
32	353,400	432,400	440,100	498,100	519,100
33	355,600	439,700	448,100	505,100	526,100
34	357,800	446,400	455,100	512,100	533,100
35	361,600	453,100	462,800	519,100	540,100
36	363,600	460,100	469,800	526,100	547,100
37	365,500	467,100	476,800	533,100	554,100
38	367,400	474,100	483,800	540,100	557,100
39	369,600	481,100	490,800	547,100	564,100
40	371,800	488,100	497,800	554,100	571,100

参考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に3,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育費俸給表(三)

俸給の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	150,400	166,400	276,800	412,300	486,200
2	156,900	174,800	290,700	424,400	477,900
3	164,200	184,000	304,800	430,200	489,500
4	172,300	195,100	318,900	439,000	501,100
5			332,900	447,500	512,700
6	181,500	202,100	346,500	455,600	524,600
7	191,600	205,500	357,000	463,600	538,300
8	198,400	217,100	367,400	471,100	547,200
9	205,300	225,100	377,800	478,400	558,700
10	212,000	236,400	386,900	485,300	568,200
11	218,900	248,300	395,600	492,600	575,500
12	226,000	260,400	404,100	498,900	584,700
13	233,700	273,300	412,400	505,600	593,200
14	241,200	286,400	420,400	511,900	598,900
15	248,400	299,800	428,300	516,000	605,000
16	255,500	313,800	435,900	453,900	531,200
17	262,300	327,700	443,100	464,100	540,800
18	268,900	340,700	450,100	471,600	549,700
19	275,500	350,900	458,900	480,400	558,700
20	281,600	360,900	463,200	489,800	568,200
21	287,000	370,900	468,800	490,600	575,500
22	292,400	379,400	473,700	495,100	584,700
23	296,900	387,800	478,100	499,400	593,200
24	301,300	395,700	481,900	502,900	598,900
25	304,800	402,900	485,100	506,600	605,000
26	308,300	409,600	488,100	511,200	612,700
27	311,800	415,500			
28	314,400	421,100			
29	316,300	426,400			
30	318,200	431,400			
31	320,100	436,400			
32	322,000	440,700			
33	323,900	445,000			
34	345,300	453,000			
35		455,600			

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定期間に勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育費俸給表(四)

俸給の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	173,100	216,700	272,200	338,800	477,900
2	184,000	225,700	285,300	354,400	489,500
3	195,500	235,100	294,600	369,900	501,100
4	207,100	244,600	313,900	385,300	512,700
5					
6	214,100	257,500	328,200	396,800	524,600
7	221,800	270,400	343,700	407,800	538,300
8	228,000	283,300	359,100	419,100	547,200
9	237,700	298,400	374,500	430,400	558,700
10	246,000	309,500	385,900	442,400	568,200
11	254,700	322,700	396,900	454,400	575,500
12	263,300	335,900	407,700	466,300	584,700
13	271,600	349,100	417,700	476,000	593,200
14	279,500	362,200	427,100	489,800	598,900
15	287,400	371,400	435,700	501,200	605,000
16	294,800	380,600	444,100	512,800	612,700
17	302,200	389,800	451,800	524,700	621,200
18	309,000	398,200	459,400	533,500	630,700
19	315,500	406,600	465,900	538,000	639,400
20	321,300	414,700	471,600	544,400	649,200
21	326,700	422,700	477,100	550,300	658,700
22	331,700	430,400	482,200	556,100	661,700
23	338,700	438,000	487,200	561,700	666,400
24	341,200	444,500	492,200	570,700	670,700
25	345,500	450,200	495,800		
26	349,000	455,700	499,400		
27	351,700	460,800	502,900		
28	354,200	465,800			
29	357,100	470,800			
30	358,300	474,400			
31	362,700	477,800			
32	365,900	481,100			
33	367,300				
34	370,500				
35	373,200				
36	375,900				
37	378,600				

備考(一) この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教師、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教師、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外(号)報

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職位の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	261,500	304,100	350,600
2	137,400	187,600	275,100	318,300	363,200
3	141,800	197,700	288,700	332,600	375,900
4	147,000	206,800	302,300	346,900	388,600
5	153,400	216,000	316,200	358,000	401,000
6	161,200	225,600	330,200	368,500	414,100
7	169,800	237,500	344,100	378,500	427,300
8	176,900	249,500	354,400	388,300	441,300
9	187,700	261,300	364,000	397,900	455,000
10	195,000	271,700	372,800	407,400	468,500
11	202,500	282,100	380,700	416,500	482,000
12	210,300	292,300	387,700	425,600	495,000
13	218,300	299,600	394,400	434,700	507,700
14	226,700	306,500	400,900	443,500	519,900
15	235,300	313,400	407,300	451,500	531,800
16	243,700	320,300	413,300	459,400	543,700
17	250,100	327,200	418,800	467,300	555,800
18	256,400	334,000	423,600	475,100	566,400
19	262,600	340,700	428,200	482,000	574,500
20	268,700	347,300	432,400	488,900	581,600
21	274,400	353,800	436,600	494,300	587,700
22	279,800	358,900	440,700	499,000	593,100
23	285,000	363,300	444,800	503,000	597,300
24	290,200	366,300	448,400	—	—
25	295,100	369,300	451,900	—	—
26	299,000	372,300	—	—	—
27	302,800	375,300	—	—	—
28	305,800	378,300	—	—	—
29	308,400	381,300	—	—	—
30	310,600	—	—	—	—
31	312,800	—	—	—	—
32	315,000	—	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定期に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職位の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	303,200	355,500	408,800	466,800
2	241,000	319,800	372,800	451,900	484,300
3	251,200	336,400	390,000	464,300	506,500
4	266,700	353,200	407,200	476,500	521,200
5	283,100	370,100	420,300	488,300	542,800
6	298,400	387,200	433,700	500,000	552,600
7	315,200	404,300	446,700	511,200	571,900
8	331,000	417,300	459,000	521,900	582,800
9	346,300	429,000	470,900	532,600	593,500
10	359,500	438,900	482,100	542,800	604,200
11	372,800	449,800	488,100	552,900	617,700
12	385,400	456,200	504,000	562,300	622,500
13	394,900	468,500	514,300	571,200	632,500
14	404,000	477,600	524,500	580,100	642,500
15	411,600	486,700	533,500	588,800	652,500
16	416,400	495,600	542,500	597,500	662,500
17	421,100	502,100	551,400	605,700	672,400
18	424,000	507,500	558,500	612,400	682,500
19	426,100	512,100	565,300	617,700	692,500
20	431,800	515,800	571,400	622,500	702,500
21	439,600	523,400	579,900	632,500	712,500
22	444,300	527,600	584,200	642,500	722,500
23	448,900	530,600	588,500	652,500	732,500
24	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 外 市 (外) 報

□ 医療費俸給表(二)

職務の類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 標	俸給月額							
1	—	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400	418,100	481,100
2	141,800	180,200	217,300	242,700	281,500	325,100	363,400	430,600
3	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400	443,100
4	154,400	193,600	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300	455,600
5	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	398,100	468,000
6	169,000	207,000	249,500	277,500	320,800	366,000	410,900	480,400
7	176,700	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100	492,800
8	183,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300	505,400
9	189,500	227,700	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000	518,300
10	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600	531,100
11	200,300	242,200	292,600	322,000	360,400	415,400	467,700	538,100
12	205,600	249,100	300,900	326,500	376,200	424,800	476,000	546,500
13	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800	553,400
14	215,700	262,300	316,800	346,400	385,200	439,600	489,500	560,200
15	220,200	268,100	324,500	353,800	401,500	445,700	496,400	565,800
16	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800	570,100
17	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	458,900	505,100	581,100
18	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,800	507,000	591,100
19	236,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700	507,100	597,100
20	239,900	293,200	353,200	377,800	425,200	465,500	507,200	597,200
21	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800	469,200	509,200	597,200
22	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400	473,500	510,200	597,200
23	301,500	362,500	387,000	436,000	—	—	—	—
24	303,400	365,000	389,500	—	—	—	—	—
25	305,300	367,400	392,000	—	—	—	—	—
26	307,200	369,600	394,700	—	—	—	—	—
27	308,200	371,800	397,500	—	—	—	—	—
28	311,200	374,000	398,000	—	—	—	—	—
29	316,300	376,300	398,500	—	—	—	—	—
30	318,400	378,700	399,000	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療費俸給表(三)

職務の類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 標	俸給月額						
1	—	155,300	182,700	225,800	249,200	281,100	316,700
2	160,900	191,300	232,900	256,700	289,900	328,500	355,500
3	166,900	201,200	241,300	264,300	298,600	338,800	377,500
4	173,200	206,600	256,300	279,500	316,200	359,800	401,400
5	181,600	212,700	263,800	287,500	325,000	369,700	413,800
6	190,200	218,800	271,300	295,500	333,700	379,600	428,300
7	199,000	225,500	278,800	303,600	342,200	389,500	438,100
8	204,200	232,600	286,400	311,800	350,200	399,500	449,600
9	208,500	240,500	294,200	321,000	357,800	408,700	466,600
10	214,900	248,000	302,000	323,000	365,600	420,100	471,200
11	220,500	255,500	308,800	335,700	373,300	429,800	480,700
12	226,300	262,900	317,300	343,000	381,100	438,700	488,900
13	232,400	270,400	324,600	351,800	388,800	447,600	497,000
14	238,300	277,800	331,800	357,300	396,500	456,500	504,900
15	244,100	285,200	338,500	364,200	404,000	464,700	512,200
16	249,900	292,600	345,100	370,900	411,100	472,800	517,100
17	255,600	298,900	351,300	377,400	417,300	480,700	521,400
18	261,400	307,100	371,400	422,200	468,000	488,000	525,400
19	267,000	314,100	363,500	386,600	426,800	482,800	532,200
20	272,300	321,100	369,600	385,100	431,000	497,100	537,100
21	277,400	327,400	375,400	400,200	435,000	500,800	542,200
22	281,700	333,500	380,700	404,200	438,500	507,200	549,200
23	286,300	339,600	385,900	412,200	441,200	514,200	556,200
24	290,500	345,300	390,200	411,200	447,200	521,200	563,200
25	294,600	349,400	393,600	414,600	451,600	524,200	571,200
26	300,300	353,000	396,700	417,600	455,000	530,200	578,200
27	304,200	356,300	398,600	419,200	457,200	532,200	580,200
28	306,400	361,300	405,200	420,200	460,200	535,200	583,200
29	310,300	363,500	407,700	424,200	464,200	541,200	590,200
30	312,400	365,600	409,800	426,200	466,200	543,200	592,200
31	314,500	367,600	411,800	428,200	468,200	545,200	594,200
32	316,600	369,600	413,800	430,200	469,200	547,200	596,200
33	318,700	371,600	415,800	432,200	470,200	549,200	598,200
34	320,800	373,600	417,800	434,200	471,200	551,200	600,200
35	323,900	375,800	419,800	436,200	472,200	553,200	602,200
36	326,000	377,800	421,800	438,200	473,200	555,200	604,200
37	328,100	379,800	423,800	440,200	474,200	557,200	606,200
38	330,200	381,800	425,800	442,200	475,200	559,200	608,200
39	332,300	383,800	427,800	444,200	476,200	561,200	610,200
40	334,400	385,800	429,800	446,200	477,200	563,200	612,200
41	336,500	387,800	431,800	448,200	478,200	565,200	614,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	593,000
2	658,000
3	729,000
4	810,000
5	873,000
6	937,000
7	1,025,000
8	1,106,000
9	1,185,000
10	1,269,000
11	1,346,000
12	1,375,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

附則

(施行期日等)

第一条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
1	421,000
2	497,000
3	578,000
4	673,000
5	785,000
6	897,000

第六条第二項の表を次のように改める。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正後」の規定による改正後の一一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第十四項において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

3 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正後」の規定による改正後の一一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第十四項において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

4 前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日ににおいてその者が受けた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員についてあつては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日において職務の級における最高号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

7 切替日における異動者の号俸等の調整

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準する職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異なる異動等をしたものとした場合との衡査上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していいた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

10 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受けた号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との衡査上必要と認められる限度において

3 (特定の職務の級の切替え)

3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していいた職務の級が公安職俸給表(附則第六項に規定する職員を除く。)の二級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の特一級又は二級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日ににおいてその者が受けた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員についてあつては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日において職務の級における最高号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

7 切替日における異動者の号俸等の調整

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準する職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異なる異動等をしたものとした場合との衡査上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していいた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

10 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなる職員及びその属する職務の級又はその受けた号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との衡査上必要と認められる限度において

て、人事院の定めるところにより、必要な調整こととなつた職員のうち、任用の事情等を考慮

## (昇給停止に関する経過措置)

- 11 平成十一年四月一日(以下)の項及び次項において「基準日」という。)前から引き続き俸給表

こととなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事院規則で定める職員についても、同様とする。

人事院の国会及び内閣に対する平成十年八月一日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当及び百日直手当の額の改

理

- (二) 諸手当の改定  
(1) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十二万六千円に引き上げ、医療職俸給表(一)以外

定を行つたことは、五十五歳の老練な職員による、一定期間を良好な成績で勤務したことによる昇給を行わないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

引上げる」と

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(内閣提出)に関する報告書

の間はお詫びを繰り返すが、本件は他に於集総

**本案は** 平成十年八月十一日付けの給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

居との間の交通距離の区分に応じて支給

正山文集

(1) 全俸給表の全俸給月額を改め、九百円

ないし一万円引き上げた額とするこ

二〇

(2) 公安職俸給表(一)に、新たに職務の級特

「一級を設ける」と。

(3) 五十五歳(人事院規則で定める職員に

あつては、五十六歳以上で人事院規則で定められた年金の支給開始年齢をもつて、

定める年齢を超える職員は、特別の場合に限り昇給を受ける。

合を除き異総しないものとする」とある  
六二十六歳以上の職員の「つめら皆爾

五十六歳以上の職員のいわゆる普通賃  
屏賃の昇給期間を十八月又は二十四月と

異議の具結期間を一ヶ月又は二四月とする取扱いを廃止する」と。

卷之三

附則別表 公安職俸給表(一)の  
特2級となる職員  
の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2及び3	2
4	3
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	10
12	11
13	12
14	13
15	14
16	15
17	16
18	17
19	18
20	19
21	20
22	21
23	22
24	23
25	24
26	25
27	26
28	27
29	28
30	29
31	30
32	30
33	31
34	31
35	32

基準日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員については、新給与法第八条第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができるものとする。基準日以後に新たに俸給表の適用を受ける。

改正後の給与法又は改正後の任期付研究員注の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第二条の規定による改正前的一般職の特例の規定に基づいて支給された給与及び勤務時間の特例の規定は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与の内払とみなす。  
（人事院規則への委任）

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

本案は、平成十年八月十一日付けの給与改定案に關する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 正 一般職の職員の給与に関する法律の一部改  
全俸給表の改定等

(1) 全俸給表の全俸給月額を改め、九百円ないし一万千円引き上げた額とするこ

(4) (3) 単身赴任手当について、基礎額を月額二万三千円に、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額四万五千円に、それぞれ引き上げること。

(4) 宿日直手当について、支給額の限度額を、勤務一回につき、通常の宿日直勤務



2 大使及び公使の俸給月額について、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百六十八万二千円に、大使五号俸は百六十一万円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百三十六万五千円ないし八十七万三千円にそれぞれ引き上げること。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、五十二万一千円(八号俸)ないし二十七万二千九百円(一号俸)にそれぞれ引き上げること。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を日額七万八千円に引き上げること。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額三万九千二百円に引き上げること。

6 臨時大深度地下利用調査会委員を削除すること。

7 この法律は、公布の日から施行し、臨時大深度地下利用調査会委員を削除する改定規定を除き、平成十年四月一日から適用すること。

### 二 議案の修正議決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかかるべきものと認めたので、適用日については修正することを適切と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、約四千万円である。右報告する。

平成十年十月六日  
内閣委員長 二田 孝治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

律第七十五号)の一部を次のように改正する。

### [別紙]

(小字は修正)

第十五条中「百三十五万四千円」を「百三十六万五千円」に、「百九万八千円」を「百十万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

改める。

区	分	報酬月額
最高裁判所長官	一、三〇四、〇〇〇円	一、三〇四、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、六八二、〇〇〇円	一、六八二、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、六一〇、〇〇〇円	一、六一〇、〇〇〇円
その他高等裁判所長官	一、四九一、〇〇〇円	一、四九一、〇〇〇円
一 号	一、三四六、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円
二 号	一、一八五、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円
三 号	一、一〇六、〇〇〇円	一、一〇六、〇〇〇円
四 号	九三七、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円
五 号	八一〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円
六 号	七二九、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円
七 号	六五八、〇〇〇円	六五八、〇〇〇円
八 号	五九三、〇〇〇円	五九三、〇〇〇円
一 号	四七五、四〇〇円	四七五、四〇〇円
二 号	四三七、〇〇〇円	四三七、〇〇〇円
三 号	四〇六、六〇〇円	四〇六、六〇〇円
四 号	三八〇、三〇〇円	三八〇、三〇〇円
五 号	三五一、六〇〇円	三五一、六〇〇円
六 号	三三三、六〇〇円	三三三、六〇〇円
七 号	三一一、三〇〇円	三一一、三〇〇円

2 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。  
(給与の内払)

3 内閣総理大臣及び国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の給与法別表第一の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までの間は、なお從前の例による。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十年十月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

官 報 (号 外)

平成十年十月七日 衆議院会議録第十七号

## 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 び同報告書

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律

2 て、それぞれこれを増額すること。  
報酬月額の改定は、平成十年四月一日にさかのぼって行うこと。

による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

かのぼって行うこと。  
議案の可決理由  
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、

律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内  
私とみなす。

のと議決した次第である。  
三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費は、約四億八百万円である。

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年十一月六日  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
法務委員長 杉浦 正健

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右  
検索官の権限等に関する法律の一部を改正する法律案

議案の目的及び要旨  
本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、

国会に提出する。

裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬用額の改定を行おうとするもの

平成十年十月一日  
内閣総理大臣 小渕 恵三

で、その内容は次のとおりである。

## 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正

最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応す

## する法律 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法)

る内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、その他の裁判官の報

律第七十六号)の一部を次のように改正する。

酬については、おおむねその額においてこれ  
に対する一般職の職員の俸給の増額に準じ

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

檢	區
事	分
總	俸
長	給
	月額
一、六八二、〇〇〇日	

官 報 (号 外)

平成十年十月七日 衆議院会議録第十七号 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

檢															その他の検事長	東京高等検察院検事長	次長検事		
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七			
一、三七五、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円	一、三七五、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、一〇六、〇〇〇円	一、一〇九、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	六五八、〇〇〇円	五九三、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	四三七、〇〇〇円	四〇六、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	三五二、六〇〇円	三三三、六〇〇円	二九九、六〇〇円	一七一、四〇〇円	十七

二六

副 檢 事																		
十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 九 号	二 十 八 号	二 十 七 一 〇〇円
一一九、 八〇〇円	一一三、 六〇〇円	一一三、 七〇〇円	一一四、 七〇〇円	一六一、 六〇〇円	一七一、 四〇〇円	一九九、 六〇〇円	三一一、 三〇〇円	三三三、 六〇〇円	三五一、 六〇〇円	三八〇、 三〇〇円	四〇六、 六〇〇円	四三七、 〇〇〇円	四七五、 四〇〇円	四九五、 一〇〇円	六五八、 〇〇〇円	一三七、 八〇〇円	一四七、 一〇〇円	

官 報 (号 外)

附 則

1) 本法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」といふ。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2) 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与のみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(大臣閣議決定)に関する解説書

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額をおおむね準じ、その他の検察官の俸給については、おおむねその額によじてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 俸給月額の改定は、平成十年四月一日よりかのばって行つる。

1) 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

- 1) 本案施行に要する経費は、約一億八千七百四十万円である。

右報告する。

平成十年十一月六日

衆議院議長 法務委員会員 松浦 正健  
伊藤宗一郎殿

防衛庁の職員の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年十一月一日

内閣総理大臣 小沢 恵二

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額をおおむね準じ、その他の検察官の俸給については、おおむねその額によじてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 2 俸給月額の改定は、平成十年四月一日よりかのばって行つる。

別表第一 及び別表第二を次のように略る。

第七十四条第三項中「百分の三・五」を「四分の四」に、「百分の五・五」を「百分の六」に改める。

第十八条第一項中「五十六万九千円」を「五十七万一千円」に改める。

第二十五条第一項中「十万六千四百円」を「十万七千四百円」に改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

番号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号	俸給月額
1	245,500	334,300	373,700	417,500	472,300	1	593,000
2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	658,000
3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
8	320,600	414,000	468,600	512,700	584,000	8	1,106,000
9	331,400	424,800	478,600	525,200	599,700	9	1,185,000
10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
11	353,400	446,200	503,100	546,200	627,900	11	1,346,000
12	364,600	458,300	513,900	558,100	636,100		
13	375,700	467,000	522,700	566,400	643,800		
14	386,700	476,100	530,200	574,200	650,600		
15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
16	407,800	489,500	542,600				
17	418,100	494,000	547,600				
18	428,100	498,400	552,600				
19	437,700	502,800					
20	445,800	507,200					
21	452,200	511,600					
22	457,900						
23	462,800						
24	467,200						
25	471,500						

参考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第一	目次	冒頭	傳給差異
		第四章	(第四章)
		第五章	第五章
		第六章	第六章
		第二十七七三条の三、	第二十八条の三
		第三関係	三関係

備考(一) 総合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者は陸将、海將又は空將であるものについては「この表の規定にかかるらば 職位記載 指揮官は以下

この表の(一)欄に、當初の年金額を示す。この年金額は、被扶養者(一)の年齢によって、年々減額される。被扶養者(一)の年齢が65歳以上である場合は、年金額は減額されない。

(三) この表の「等陸佐」、「等海佐」及び「等空佐」の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する國家公務員とその准用者である。



## (給与の内払)

13 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与改定の例に準じてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を一般職の職員の例に準じて改定すること。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学 生手当の月額を十万七千四百円(現行十万六千四百円)に引き上げること。

3 自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄の適用を受ける自衛官指定職相当以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を百分の四又は百分の

## 六(現行百分の二・五又は百分の五・五)とす ること。

4 営外手当の月額を五千七百二十円(現行五千六百九十九円)に引き上げること。

## 5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、昇給停止に関する経過措置に係る規定は、平成十一年四月一日から施行すること。

(二) この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成十一年四月一日から適用すること。

(三) 債給の切替え等について規定すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁の職員の給与が一般職の職員の給与との權衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約百五十一億円である。

右報告する。

平成十一年十月六日

安全保障委員長 塩田 晋

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改定する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかるわらず、平成十一年三月三十一日までの間は、改正前の特別職給与別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、平成十一年三月三十一日までの間、現行の額に据え置くこととする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

議長、副議長及び議員の歳費月額を、平成十一年三月三十一日までの間、現行の額に据え置くことを改正する法律案を提出する。

議院運営委員長 中川 秀直

提出者

平成十一年十月七日

	級	号	給	料	月	額
一	一					三七八、七〇〇円
一	二					四〇〇、五〇〇円
二	一					四六四、一〇〇円
二	一					四七六、一〇〇円
二	一					四八八、〇〇〇円
二	一					五〇〇、〇〇〇円
二	一					五一、九〇〇円
二	一					五三三、八〇〇円
二	一					五三五、七〇〇円
二	一					五四三、六〇〇円
二	一					五五一、五〇〇円

平成十一年十月七日

提出者

議院運営委員長 中川 秀直

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第七項及び第八項の規定は、平成十年四月一日から適用する。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第七項及び第八項の規定は、平成十年四月一日から適用する。

## 官報(号外)

別表第二(第三条関係)

級	号 給	給 料	月 額
一	二一	二八三、六〇〇円	五七一、四〇〇円
二	二一	二九四、二〇〇円	五八四、四〇〇円
三	五四三二一	三四五、五〇〇円	五九三、〇〇〇円
		三四四、一〇〇円	六〇一、六〇〇円
		三五二、七〇〇円	
		三六一、四〇〇円	
		三七〇、〇〇〇円	

## 附則

## (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国會議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

## (給与の内扱)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国會議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。

## 理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国會議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日  
郵便物認可

平成十年十月七日 衆議院会議録第十七号

発行所
二東京 番京一〇 大四都五 号区虎ノ門四四五 藏省印刷局自
電話
03 (3587) 4294
定価
〔本体 配送 料〕〇〇五円 別円